

# 更新手続き Q & A

Q1 更新申請手続きはいつからできますか。  
また、いつまでに手続きをしなければならないのですか。

有効期間の満了の日（以下、満了日）の1年6カ月前から手続きが可能です。  
また、満了日が更新手続きの期限となります。（下図参照）

満了日は事業者によって異なります。詳しくは、登録または更新完了時に送付した通知書で確認してください。また当ホームページ上で公開している特別国際種事業者登録簿（PDF データ）でも確認できます。（Q5参照）



満了日（更新期限）が近くなりますと、大変込み合うことが予想されます。  
お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

Q2 更新手続きは、必ずしなければならないのですか。  
また、満了日までに更新手続きをしないとどうなりますか。

満了日以降も引き続き象牙製品等を取り扱う場合は、必ず更新手続きをしてください。手続きが完了すると、登録がさらに5年間有効になります。

満了日までに更新手続きをおこなわないと、満了日をもって事業者登録は失効します。失効後は、仕入・販売（受注販売も含む）のほか、有償無償を問わず、製品等の作成や修理依頼、象牙取引を仲介する行為など、象牙に係る取引は一切行えなくなります。

また、一度登録が失効した後に新たに登録し直す場合は、新規での登録となり、登録免許税 90,000 円と登録手数料 33,500 円が必要になります

Q3 更新にはお金がかかるのですか。

更新手数料として、32,500 円がかかります。

また、複数店舗を所有していたとしても、店舗数にかかわらず 1 事業者に対し 32,500 円のみがかかります。

Q4 更新手続きはどのようにしたらよいですか。

指定の申請書類を自然環境研究センターまで郵便等で送付ください。(持ち込みによる提出はできません)

書類審査を経たのち、更新手数料を指定口座に振込されると、更新通知書がお手元に届き、手続きが完了します。(振込についてはQ6を参照)

Q5 申請書類はどこで手に入りますか。

自然環境研究センターのホームページ(以下参照)で申請書類の様式データを公開しています。ご自身で様式を印刷し作成してください。

提出書類は申請者の事業形態によりそろえる書類が異なります。ホームページで必要な書類を確認の上、ご入手ください。

ホームページ <http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/index.htm>

(検索サイトで「特別国際種事業者登録」で検索)

インターネットをご利用できない方は、書類をお送りします。お電話にて請求ください。

Q6 更新手数料は、いつどのように支払えばよいのですか。

書類審査後、書類に不備がないことが確認でき次第、指定口座を郵送でお知らせいたします。そちらが届き次第、すみやかに振込みください。

【注意】

- ※ 支払済みの更新手数料は、理由の如何に関わらず返還できません。
- ※ 振込手数料は貴殿ご負担でお願いします。
- ※ 支払は一括払いです。分割払いや減額はできません。
- ※ 現金の持込みや現金書留、収入印紙での支払いはできません。

Q7 早めに手続きすると、次の有効期間の開始日が前倒して早くなりませんか。

受付期間のいつの時点で申請をしても、次の有効期間の開始日は同じ日になります。Q1の図の例で説明しますと、満了日が2026年(令和8年)5月31日の事業者が、2025(令和7)年11月30日に手続きをしても、2026年(令和8年)5月31日に手続きをしても、次の有効期間の開始日は、同じ2026年(令和8年)6月1日になります。

Q8 更新後に登録番号は変わりますか。

登録番号に変更はありません。数字5桁の番号を引き続き使用します。

Q9 更新を迷っているのですが、とりあえず先に申請書類を提出し、半年後の満了日まで更新手数料の支払いを待ってもらうことはできますか。

支払いの先延ばしはできません。振込先口座のお知らせに指定された支払期限（概ね1か月後）までにお支払いください。

支払期限までに支払が確認できない場合は、更新の意志がないものとみなし、申請取り下げ、書類を返却させていただきます。したがって申請書類は、更新を直ちに行うことが確定してからご提出ください。

Q10 住所や店舗名称など、登録されている情報が現状と異なるものがあります。このまま更新書類を提出してよいですか。

以下の項目に変更がある場合、先に変更届をご提出いただかないと更新申請は受付できません。必ず事前に変更届を提出してください。

届出様式（書類）は当センターホームページからご入手ください。（Q5参照）

**法人事業者** 会社名、本社登記住所、代表者、施設名称、施設所在地

**個人事業者** 個人名、自宅住所、施設名称、施設所在地

※「会社名」と「個人名」の変更については、更新申請ではなく新規での登録が必要になる場合があります。詳しくはお電話にてお問い合わせください。

Q11 個人事業者として登録していましたが、このたび法人化しました。更新手続きはどのようにしたらよいですか。

法人化した場合、個人から法人へ事業者登録を引き継ぐことはできないため、更新手続きはできません。法人として新規に登録し直してください。

また、法人から個人事業者に変わった場合も、同じように更新はできません。

※新規登録には、登録免許税 90,000 円と登録手数料 33,500 円がかかります。

Q12 個人事業者で、登録を受けていた家族から事業を継承しました。事業者登録も引継ぎたいのですが、更新手続きはどのようにしたらよいですか。

事業者登録は登録者本人に限り有効であるため、後継者となる方が引き継ぐことはできません。新たに登録申請してください。

また、登録者（前事業者）ご自身が、今後象牙を取り扱わない場合は、後継者の事業者登録が完了し、象牙製品等の在庫の引き渡しが終わった後に廃止届をご提出ください。

なお、前事業者が亡くなった場合は、ご家族が代理で廃止手続きする必要があります。詳しくはお電話にてお問い合わせください。

Q13 象牙はほとんど取り扱わないので、更新するか迷っています。  
以下の取引(①～③)をする場合も、事業者登録は必要ですか。  
また、ただで行う場合でも必要ですか。

有償無償を問わず、事業者登録が必要です。更新手続きを行ってください。

- ① 製品の一部に少量の象牙がついている製品を扱う。  
(例) 掛け軸の軸先、茶入れの牙蓋、楽器など。
- ② 依頼者所有の象牙の材料または製品を預かって作業をする。  
(象牙を含む製品の、象牙以外の部分を加工・修理するケースを含む)  
(例) 調度品等の作成、印鑑の彫り直し、楽器の調律・修理、  
美術品の修復、掛け軸などの表装
- ③ 象牙の在庫は持たず、受注のつど製品を仕入れて販売する。

※上記以外で事業者登録が必要かどうかについては、お電話にてお問い合わせください。

Q14 すでに象牙の取り扱いをやめています。  
廃止届は出さずに、満了日をもって自動失効してよいですか。

この先も一切象牙を取り扱わないことが明確に決まっている場合は、自動失効を待たずに廃止届をご提出ください。

廃止届を提出しないと、満了日まで登録事業者としての義務(記載台帳の提出など)が継続します。義務に応じない場合、種の保存法で罰則が規定されています。

届出様式は当センターホームページからご入手ください。(Q5参照)

#### 【注意】

- ※ 廃止後は国際希少野生動植物種登録票がある全形象牙を除き、有償無償を問わず象牙製品等の取引はできなくなります。お手元にある象牙類を売却・譲渡したい場合は、必ず廃止届を出す前に(事業者登録があるうちに)売却・譲渡を行ってください。
- ※ 廃止後に所有している象牙製品等は、自家使用(ご自身で持っているだけ)となります。ただし、自治体のごみ処分に則っての廃棄および死後相続は可能です。  
なお、登録票のついた全形象牙については扱いが異なりますので、お電話でお問い合わせください。
- ※ 一度廃止届を提出した後、改めて登録し直す場合は、新規での登録となり、登録免許税 90,000 円と登録手数料 33,500 円が必要になります。廃止届は慎重にご検討の上、ご提出ください。